

古賀市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年6月 策定
令和4年4月 改定

古賀市通学路安全推進会議

1. プログラム策定の経緯と目的

平成24年に全国で登下校中の児童・生徒が死傷する交通事故が相次いで発生したことを受け、関係機関が連携して通学路の緊急合同点検を実施し、安全対策を行いました。

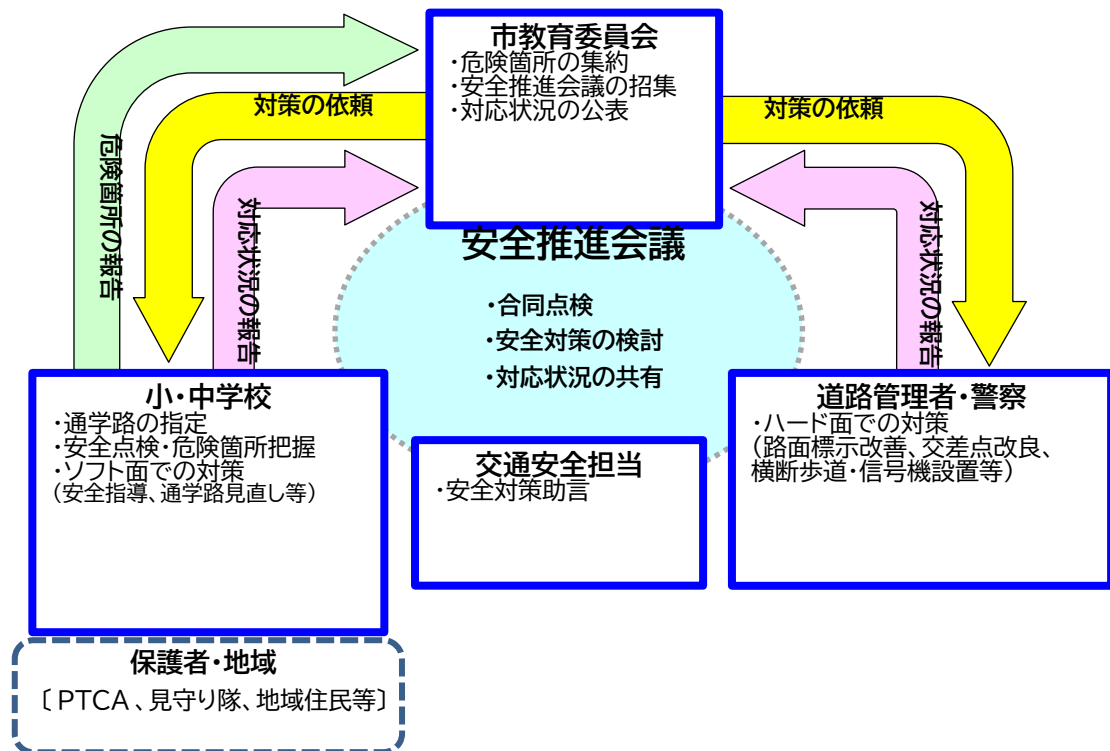
引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、教育委員会、道路管理者、警察、交通安全協会等の関係機関の連携体制を構築し、平成27年に「古賀市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童・生徒が安全に利用できる通学路となるよう取り組んでいきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下の団体で構成する「通学路安全推進会議」を設置します。

- 市教育委員会 学校教育課、教育総務課
- 道路管理者 市建設課、福岡県土整備事務所、国土交通省福岡国道事務所
- 警察 粕屋警察署
- 交通安全担当 市総務課、粕屋地区交通安全協会古賀支部(青柳支部、小野支部、東支部、西支部)



3. 取組方針

(1) 基本方針

継続的に通学路の安全を確保するため、毎年度合同点検を実施するとともに、対策の改善・充実を行い、対策実施後の効果把握まで行うこととし、これらの取組を繰り返し実施することで通学路の安全性の向上を図っていきます。

(2) 合同点検の実施と対策の検討

各学校が把握した通学路危険箇所を教育委員会が集約し、通学路安全推進会議を招集します。

教育委員会、道路管理者、警察、交通安全協会等が合同で、現地調査等により点検し、安全確保のための対策を検討します。必要に応じ学校の教職員も立ち会うものとします。

(3) スケジュール

4～6月	各学校が危険箇所調査把握
7～8月	危険箇所の集約、市の内部協議
9～11月	安全推進会議、合同点検
9～2月	対策実施
3月	対応状況公表

(4) 対策の検討

通学路安全推進会議において、歩道整備や防護柵設置、交通規制等のハード面での対策や、交通安全教育のようなソフト面での対策等、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(5) 対策の実施

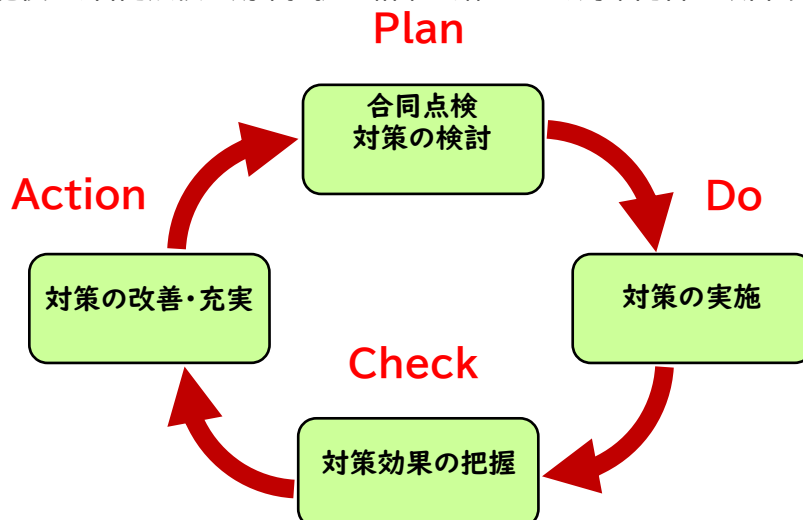
対策の実施にあたっては、円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(6) 対策効果の把握

対策実施後の箇所等について、効果が上がっているのかを把握します。

(7) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。



4. 点検箇所・対応状況の公表

点検結果や対応状況について、古賀市のホームページ上で公表します。